

公開買付説明書の訂正事項分

2025年4月

ニューホライズン4号投資事業有限責任組合
Catalyst Art Investments株式会社

(対象者：Shinwa Wise Holdings株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】 / 1	ニューホライズン4号投資事業有限責任組合
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区西新橋二丁目8番6号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋二丁目8番6号
【電話番号】	(03)3519-1260(代表)
【事務連絡者氏名】	ニューホライズンキャピタル株式会社 代表取締役 安東 泰志
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
[届出者の氏名又は名称] / 2	Catalyst Art Investments株式会社
[届出者の住所又は所在地]	東京都港区赤坂一丁目14番5号アークヒルズ・エグゼクティブタワーS901
[最寄りの連絡場所]	東京都港区赤坂一丁目14番5号アークヒルズ・エグゼクティブタワーS901
[電話番号]	(03)6205-3507
[事務連絡者氏名]	代表取締役 米田 岳
[代理人の氏名又は名称]	該当事項はありません。
[代理人の住所又は所在地]	該当事項はありません。
[最寄りの連絡場所]	該当事項はありません。
[電話番号]	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ニューホライズン4号投資事業有限責任組合 (東京都港区西新橋二丁目8番6号) Catalyst Art Investments株式会社 (東京都港区赤坂一丁目14番5号アークヒルズ・エグゼクティブタワーS901) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者ら」とは、ニューホライズン4号投資事業有限責任組合及びCatalyst Art Investments株式会社を総称していいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、Shinwa Wise Holdings株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
- (注5) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

公開買付者らが2025年4月10日付で提出した公開買付届出書につきまして、対象者が2025年4月22日付で「ニューホライズン4号投資事業有限責任組合及びCatalyst Art Investments株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(中立)のお知らせ」を公表したこと及び同日付で意見表明報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第24条第5項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

しかしながら、2025年3月27日付公開買付者らプレスリリースにてお知らせしたとおり、NH-4は、本組合契約において、投資対象の上場会社がNH-4による投資につき明示的に反対意見の表明の決議をしている場合には、投資を行わないという基準があるため、予告公表を行いました。2025年3月28日、公開買付者らは、対象者に対して、対象者の公開買付に対する意見表明を求め協議の場を設けてもらうよう通知を行い、2025年3月29日に対象者より公開買付者らに対して同日にオンラインの方法で協議の機会を設ける連絡を受け、第1回協議を実施いたしました。同日の協議において、公開買付者らは、対象者に対して、本公開買付けの予告公表を行った理由を説明の上、対象者から賛同又は中立の意見表明をいただきたい旨説明をいたしました。対象者からは、公開買付者らに対して、本公開買付け後の事業計画についてどのように想定しているのか資料の提出要請を受け、対象者が2025年3月31日の午前中に本公開買付けに関して検討する会議を開くとのことでしたので、公開買付者らは2025年3月31日の朝までに提出することを回答いたしました。一方、公開買付者らは、対象者に対して、山本氏意見書の開示、及び、公開買付者らが対象者に開示する本公開買付け後の事業計画に関する資料を踏まえて、第2回協議を要請しましたが、当該協議中には、対象者から、山本氏意見書の開示、及び、第2回協議の実施に関して明確な回答は得られませんでした。その後、2025年3月31日の早朝に、公開買付者らは、対象者に対して本公開買付け後の事業計画に関する資料、及び、公開買付者らによる今後の対象者のガバナンスに関する考え方等に関する資料を送付し、2025年4月2日に、対象者より、公開買付者らに対して、翌2025年4月3日に対象者との協議の機会の申し出があり、同日に第2回協議を実施しました。第2回協議では、第1回協議の際に出席できなかった対象者代表取締役社長である高橋健治氏も参加の上で、対象者より、公開買付者らが提出した本公開買付け後の事業計画に関する資料、及び、公開買付者らによる今後の対象者のガバナンスに関する考え方等に関する資料に対する質問を受け、公開買付者らは質問に回答し、一方で、改めて、公開買付者らから、対象者に対して、本公開買付けの開始予定日である2025年4月10日の前々営業日である、2025年4月8日の営業時間中に、本公開買付けに対する意見表明(賛成、中立、又は、反対)、あるいは、意見表明を留保するか否かについて開示するよう要請いたしました。翌2025年4月4日、改めて、公開買付者らは、対象者に対して、第2回協議における対象者の意見表明の要請を書面の形で差し入れました。2025年4月8日に開催された対象者取締役会において本公開買付けに対する意見表明について審議されたとのことですが、賛否に関して結論が出ず、対象者取締役会として意見表明を留保したとのこと。しかしながら、2025年4月10日に開催された対象者取締役会において、本公開買付けに対して中立の意見表明をする旨の決議がなされたとのこと。

(訂正後)

<前略>

しかしながら、2025年3月27日付公開買付者らプレスリリースにてお知らせしたとおり、NH-4は、本組合契約において、投資対象の上場会社がNH-4による投資につき明示的に反対意見の表明の決議をしている場合には、投資を行わないという基準があるため、予告公表を行いました。2025年3月28日、公開買付者らは、対象者に対して、対象者の公開買付に対する意見表明を求め協議の場を設けてもらうよう通知を行い、2025年3月29日に対象者より公開買付者らに対して同日にオンラインの方法で協議の機会を設ける連絡を受け、第1回協議を実施いたしました。同日の協議において、公開買付者らは、対象者に対して、本公開買付けの予告公表を行った理由を説明の上、対象者から賛同又は中立の意見表明をいただきたい旨説明をいたしました。対象者からは、公開買付者らに対して、本公開買付け後の事業計画についてどのように想定しているのか資料の提出要請を受け、対象者が2025年3月31日の午前中に本公開買付けに関して検討する会議を開くとのことでしたので、公開買付者らは2025年3月31日の朝までに提出することを回答いたしました。一方、公開買付者らは、対象者に対して、山本氏意見書の開示、及び、公開買付者らが対象者に開示する本公開買付け後の事業計画に関する資料を踏まえて、第2回協議を要請しましたが、当該協議中には、対象者から、山本氏意見書の開示、及び、第2回協議の実施に関して明確な回答は得られませんでした。その後、2025年3月31日の早朝に、公開買付者らは、対象者に対して本公開買付け後の事業計画に関する資料、及び、公開買付者らによる今後の対象者のガバナンスに関する考え方等に関する資料を送付し、2025年4月2日に、対象者より、公開買付者らに対して、翌2025年4月3日に対象者との協議の機会の申し出があり、同日に第2回協議を実施しました。第2回協議では、第1回協議の際に出席できなかった対象者代表取締役社長である高橋健治氏も参加の上で、対象者より、公開買付者らが提出した本公開買付け後の事業計画に関する資料、及び、公開買付者らによる今後の対象者のガバナンスに関する考え方等に関する資料に対する質問を受け、公開買付者らは質問に回答し、一方で、改めて、公開買付者らから、対象者に対して、本公開買付けの開始予定日である2025年4月10日の前々営業日である、2025年4月8日の営業時間中に、本公開買付けに対する意見表明(賛成、中立、又は、反対)、あるいは、意見表明を留保するか否かについて開示するよう要請いたしました。翌2025年4月4日、改めて、公開買付者らは、対象者に対して、第2回協議における対象者の意見表明の要請を書面の形で差し入れました。2025年4月8日に開催された対象者取締役会において本公開買付けに対する意見表明について審議されたとのことですが、賛否に関して結論が出ず、対象者取締役会として意見表明を留保したとのこと。しかしながら、2025年4月10日に開催された対象者取締役会において、本公開買付けに対して中立の意見表明をする旨の決議がなされたとのこと。

本公開買付けの公表後、2025年4月22日付けで、対象者は「ニューホライズン4号投資事業有限責任組合及びCatalyst Art Investments株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明(中立)のお知らせ」(以下「対象者意見表明プレスリリース」といいます。)を公表し、同日付けで意見表明報告書を提出しております。対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者は、2025年4月22日開催の取締役会において、取締役6名中5名の決議により、本公開買付けに対して中立の立場をとること、及び、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのこと。対象者の意見の内容、根拠及び理由等詳細については、2025年4月22日付対象者意見表明プレスリリース及び同日付意見表明報告書をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

2025年4月8日に開催された対象者取締役会において本公開買付けに対する意見表明について審議されたとのことですが、賛否に関して結論が出ず、対象者取締役会として意見表明を留保したとのことです。しかしながら、2025年4月10日に開催された対象者取締役会において、本公開買付けに対して中立の意見表明をする旨の決議がなされたとのことです。

(訂正後)

<前略>

2025年4月8日に開催された対象者取締役会において本公開買付けに対する意見表明について審議されたとのことですが、賛否に関して結論が出ず、対象者取締役会として意見表明を留保したとのことです。しかしながら、2025年4月10日に開催された対象者取締役会において、本公開買付けに対して中立の意見表明をする旨の決議がなされたとのことです。

本公開買付けの公表後、2025年4月22日付けで、対象者は対象者意見表明プレスリリースを公表し、同日付けで意見表明報告書を提出しております。対象者意見表明プレスリリースによれば、対象者は、2025年4月22日開催の取締役会において、取締役6名中5名の決議により、本公開買付けに対して中立の立場をとること、及び、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。対象者の意見の内容、根拠及び理由等詳細については、2025年4月22日付対象者意見表明プレスリリース及び同日付意見表明報告書をご参照ください。